

# 委員会に関する規程

制 定：2009年 4月 11日

最近改正：2019年 3月 21日

(総 則)

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会(以下「本会」という。)の定款第4条、及び細則第23条に基づき、この規程を定める。

2 常時に設置する委員会を付表1のとおり定め、特別に必要が生じた場合には理事会の議を経て特別委員会を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は本会の目的および事業の執行にあたり、理事長、理事会の諮問にこたえ、又意見を具申する機関とする。

(構成員)

第3条 委員会の委員は業務執行理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は、本会会員の中より委嘱する。

(任 期)

第4条 常設する委員会の委員の任期は、関連規程に特に定めのない場合は原則として2年とし、再任(連続した任期での就任)は、3期6年を限度とする。

2 常設する委員会の委員の任期は、委嘱2年後の任期が満了しても後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。

3 特別委員会の委員の任期は、その都度定める。

(委員会の構成)

第5条 委員会には、委員長の他必要に応じて副委員長を置く。副委員長は委員中より委員長が委嘱する。

2 委員長は、委員委嘱後開催される最初の委員会において互選する。ただし、必要により担当業務執行理事を委員長とすることができるものとする。

3 委員会の委員数は業務執行理事会で定める。

4 委員長は必要に応じて委員の増員を業務執行理事会に要請することができる。

5 委員長は委員に特別な事情が生じた場合で、他の全委員が同意した場合に限り、任期中でも委員の任を解くことができる。ただし、すみやかに理事長に報告する必要がある。

(専門部会の設置)

第6条 委員会は必要に応じて、専門部会を設置することができる。また、その運用内規は別に定める。

(委員会の招集)

第7条 委員会は委員長が召集する。ただし、委嘱後最初の委員会の招集は理事長が行う。

(会 議)

第8条 関連する諸規程等により別段の定めがある場合を除き、当該委員会委員の過半数の委員が出席し、出席した委員の過半数をもって議決することができる。ただし、何らかの事情により委員の出席者が過半数に満たなかった場合は、委員会開催後に検討の内容を欠席委員にメール等で伝え、意見を確認することにより、委員会を成立したものとみなす。また、委員会の性質上、委員数が多い学会誌編集委員会及び広報誌編集委員会については、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示した者又は他の委員を代理人として表決を委任した者を出席者と見なすことができるものとする。

2 委員長は、委員会の開催日時、場所、出・欠席者名、議事内容を所定の様式に記録して、できるだけすみやかに理事長に報告を行うと共に、理事会で所定の活動報告をしなければならない。

3 緊急を要する場合は、委員長は文書、電話またはメールでの連絡によって委員の意見を聞き、会議にかえることができる。この場合は、委員長はその経過及び結果を記録し、次の委員会において承認を得なければならない。また、その運用内規は別に定める。

(委員会の運用内規)

第9条 委員会は業務執行理事会の承認を経て、当該委員会の運用上の内規を定めることができる。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は2009年 4月 11日より発効する。

附 則

1 この規程は2010年 6月 19日より発効する。

附 則

1 この規程は2010年 11月 23日より発効する。

附 則

- 1 この規程は 2013 年 4 月 1 日より発効する。  
 附 則  
 1 この規程は 2016 年 3 月 27 日より発効する。  
 附 則  
 1 この規程は 2019 年 3 月 21 日より発効する。

(付表 1)

常時設置する委員会

- |  |   |
|--|---|
| 1) 学会誌編集委員会                                  | 本会学会誌の編集発行及び投稿論文の審査に関する実務とそれに関わる問題の研究・検討の業務   |
| 2) 広報委員会<br>(広報誌編集委員会)                       | 学会ホームページの管理及び学会情報の広報・渉外の業務<br>広報誌の編集発行業務  |
| 3) 職能委員会                                     | 本会及び会員の職能に関する調査・研究・渉外の業務  |
| 4) 教育・研修委員会                                  | 会員への啓発教育とその研修に関する調査・研究と研修企画・援助の業務   |
| 5) 倫理委員会                                     | 専門的業務の従事にあたり遵守すべき倫理・道義的事項に関する業務   |
| 6) カリキュラム委員会                                 | 心理臨床の専門家養成に関する調査・研究・普及の業務   |
| 7) 学会賞審査委員会                                  | 学会賞及び奨励賞を贈るための審査・選考業務   |
| 8) 国際交流委員会<br>(国際交流助成審査委員会)                  | 国外の関係学協会との情報交換及び調査・研究に関する業務<br>会員の国際交流活動に対する助成を行うための審査・選考業務<br>国内留学中の会員に大会参加等の助成を行うための審査・選考業務 |
| 9) 研究推進事業委員会<br>(研究助成審査委員会)<br>(特別課題研究審査委員会) | 研究推進事業に関する運営・統括業務<br>研究助成事業及び学会誌投稿助成事業における審査<br>特別課題研究事業における審査                                |
| 10) 支援活動委員会<br>(自殺対策専門部会)                    | 社会的支援や研究成果の社会還元のための調査・研究・普及の業務<br>自殺対策に関する調査・研究・普及の業務   |
| 11) 大会委員会                                    | 年次大会の企画・運営及び大会開催に関わる諸問題の継続的な検討  |
| 12) 資格関連委員会                                  | 心理臨床の資格等に関する調査・研究・推進活動の業務   |

特別に設置する委員会

- |              |  |
|--------------|--|
| 1) 選挙管理委員会   | 代議員及び役員選挙実施に際して編成され、選挙に関わる業務の管理運営                            |
| 2) 学会総合検討委員会 | 学会の将来に向けての総合的な企画・提言や研究・検討の業務。委員長には理事長が、委員には副理事長と財務担当常任理事が就く。 |